

四半期報告書

(第33期第1四半期)

自 平成25年4月1日

至 平成25年6月30日

株式会社アーネストワン

東京都西東京市北原町三丁目2番22号

目 次

表 紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5
第3 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	8
(4) ライツプランの内容	8
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	8
(6) 大株主の状況	8
(7) 議決権の状況	9
2 役員の状況	9
第4 経理の状況	10
1 四半期財務諸表	11
(1) 四半期貸借対照表	11
(2) 四半期損益計算書	13
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	14
2 その他	18
第二部 提出会社の保証会社等の情報	19

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月13日
【四半期会計期間】	第33期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社アーネストワン
【英訳名】	ARNEST ONE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西河 洋一
【本店の所在の場所】	東京都西東京市北原町三丁目2番22号
【電話番号】	(042) 461-6288（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 岡田 慶太
【最寄りの連絡場所】	東京都西東京市北原町三丁目2番22号
【電話番号】	(042) 461-6288（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部長 岡田 慶太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第1四半期 累計期間	第33期 第1四半期 累計期間	第32期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高（百万円）	43,459	39,842	203,357
経常利益（百万円）	4,477	3,461	18,480
四半期（当期）純利益（百万円）	2,840	2,133	11,715
持分法を適用した場合の投資利益 （百万円）	—	—	—
資本金（百万円）	4,269	4,269	4,269
発行済株式総数（千株）	65,688	65,687	65,688
純資産額（百万円）	61,198	69,579	69,745
総資産額（百万円）	86,632	105,835	100,421
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	43.24	32.48	178.35
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	40.00
自己資本比率（%）	70.6	65.7	69.5
営業活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△587	△18,238	2,006
投資活動による キャッシュ・フロー（百万円）	311	△135	△10
財務活動による キャッシュ・フロー（百万円）	△3,239	4,688	△1,574
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（百万円）	30,499	20,750	34,436

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第32期第1四半期累計期間、第32期及び第33期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

平成24年12月25日、当社、一建設株式会社（所在地：東京都練馬区、社長：堀口 忠美、以下「一建設」）、株式会社飯田産業（所在地：東京都武蔵野市、社長：兼井 雅史、以下「飯田産業」）、株式会社東栄住宅（所在地：東京都西東京市、社長：西野 弘、以下「東栄住宅」）、タクトホーム株式会社（所在地：東京都西東京市、社長：山本 重穂、以下「タクトホーム」）及びアイディホーム株式会社（所在地：東京都西東京市、社長：久林 欣也、以下「アイディホーム」）の6社は、共同株式移転（以下「本株式移転」という。）の方法により共同持株会社を設立し、経営統合（以下「本経営統合」という。）を行うことについての基本合意に達し、同日基本合意書を締結のうえ、6社で統合に向けての協議を進めてまいりました。

平成25年6月27日、6社はそれぞれの取締役会の決議に基づき、主要事項について合意し、統合契約書を締結するとともに、株式移転計画書を共同で作成いたしました。

なお、本件につきましては、平成25年8月30日開催予定の当社臨時株主総会において承認を受ける予定です。本株式移転の概要は下記のとおりであります。

1. 本株式移転による経営統合の目的等

(1) 本経営統合の背景

各社はこれまで、「高品質な住宅をより低価格で提供する」という共通する理念に基づいて、お客様に新築一戸建住宅を中心に提供してまいりました。しかしながら、将来的な人口・世帯数の減少による中長期的な住宅市場の縮小、他業界からの戸建分譲市場への新規参入等により競争が激化する事業環境下において、これまで以上にお客様の期待に応え満足して頂く商品・サービスを提供し続けるには、個々の会社ごとの経営努力だけでは限界があり、各社の経営資源・ノウハウを結集させ、新築住宅の分譲事業だけでなく、新しい顧客価値の創造、更には海外市場への展開を行い、新たな収益源を確保することが不可欠であると認識しております。

このような背景から、環境変化を事業機会として取り込むためには、将来的に総合不動産住宅メーカーとしてグローバル市場に展開していくという共通のビジョンを持つ6社が経営統合し、強固な経営基盤を構築することが不可欠であると判断しました。

また、持株会社の傘下で統一的な基本戦略を取りながらも、これまで築き上げてきた各社の独自のノウハウを活かし、互いの自主性を尊重した経営を行っていくことで最大のシナジー効果を得られると判断し、共同株式移転の方法により共同持株会社を設立することといたしました。

(2) 本経営統合の目的

本経営統合により、これまで以上に多くの人々が幸せに暮らせる住環境を創造し、豊かな社会作りに貢献してまいります。すなわち、雇用不安が拡大し、個人所得が伸び悩む厳しい経済環境下においても、我々がコスト努力を率先して進めることにより、不動産業界全体のコスト低減をリードし、ひいてはお客様が良質な住宅を求めやすい価格で手に入れることができるような環境を実現することを目的としております。

2. 本株式移転の要旨

株主総会における株主の承認と関係当局による承認等を前提に、下記の内容に沿って経営統合の実現を目指します。

(1) 本株式移転のスケジュール

経営統合に関する基本合意書締結	平成24年12月25日
統合契約書締結・株式移転計画書作成、6社取締役会決議	平成25年6月27日
統合承認時株主総会(飯田産業)	平成25年7月30日
統合承認臨時株主総会(アイディホーム)	平成25年8月8日
統合承認時株主総会(タクトホーム)	平成25年8月23日(予定)
統合承認臨時株主総会(当社、一建設、東栄住宅)	平成25年8月30日(予定)
6社の株式の上場廃止日	平成25年10月29日(予定)
統合予定日(共同持株会社設立登記日)	平成25年11月1日(予定)
共同持株会社株式新規上場日	平成25年11月1日(予定)

上記は現時点での予定であり、経営統合の承認手続きの進行その他の事由により、必要な場合には、6社で協議し合意のうえに変更することがあります。

(2) 本株式移転の方法

当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームを完全子会社、持株会社を完全親会社とする共同株式移転となります。

(3) 本株式移転比率

会社名	当社	一建設	飯田産業	東栄住宅	タクトホーム	アイディホーム
株式移転比率	1.16	3.14	1.00	1.16	108	2.62

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

1. 当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.16株を割当て交付いたします。
2. 一建設の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式3.14株を割当て交付いたします。
3. 飯田産業の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。
4. 東栄住宅の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1.16株を割当て交付いたします。
5. タクトホームの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式108株を割当て交付いたします。
6. アイディホームの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2.62株を割当て交付いたします。

但し、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、6社協議のうえ、変更することがあります。

(注2) 共同持株会社の単元株式数は100株とします。

(注3) 共同持株会社が交付する新株式数 (予定)

普通株式：294,151,996株

上記は、平成25年6月11日に各社が公表した自己株式の消却実施直後の発行済株式総数、当社65,687,321株、一建設28,562,130株、飯田産業59,479,534株、東栄住宅26,958,535株、タクトホーム231,892株及びアイディホーム4,761,010株に基づいて算出しておりますので、変動することがあります。

(注4) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」という。)の割当てを受ける6社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(4) 本株式移転比率の算定根拠等

① 算定の基礎

6社は、本株式移転の株式移転比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、それぞれが独立した財務アドバイザーに株式移転比率に関する財務分析を依頼し、当社は、ベネディ・コンサルティング株式会社(以下「ベネディ・コンサルティング」)を、一建設は、株式会社パートナーズ・コンサルティング(以下「パートナーズ・コンサルティング」)を、飯田産業は、株式会社ブルータス・コンサルティング(以下「ブルータス・コンサルティング」)を、東栄住宅は、山田FAS株式会社(以下「山田FAS」)を、タクトホームは、株式会社AGSコンサルティング(以下「AGSコンサルティング」)を、アイディホームは東海東京証券株式会社(以下「東海東京証券」)を起用いたしました。

なお、東栄住宅が、それぞれの財務アドバイザーに対して提出したディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」)による分析の基礎となる将来の利益計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは、主力マーケットである首都圏以外への新規エリア展開による販売棟数の大幅な増加を見込んでいるためです。

当社、一建設、飯田産業、タクトホーム及びアイディホームがそれぞれの財務アドバイザーに対して提出したDCF法による分析の基礎となる将来の利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

②算定の経緯

当社はベネディ・コンサルティングによる株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、一建設はパートナーズ・コンサルティングによる株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、飯田産業はブルータス・コンサルティングによる株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、東栄住宅は山田FASによる株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、タクトホームはAGSコンサルティングによる株式移転比率に関する財務分析の結果を

参考に、アイディホームは東海東京証券による株式移転比率に関する財務分析の結果を参考に、それぞれ各6社の財務の状況、資産の状況、将来の事業・業績見通し並びに本取引により期待される戦略上、財務上及び事業運営上のメリット等の要因を総合的に勘案し、6社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成25年6月27日、最終的に前記2. (3)記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

③財務アドバイザーとの関係

当社の財務アドバイザーであるベネディ・コンサルティング、一建設の財務アドバイザーであるパートナーズ・コンサルティング、飯田産業の財務アドバイザーであるブルータス・コンサルティング、東栄住宅の財務アドバイザーである山田FAS、タクトホームの財務アドバイザーであるAGSコンサルティング、アイディホームの財務アドバイザーである東海東京証券は、それぞれ当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

④上場廃止となる見込み及びその事由

本株式移転に伴い、当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームは平成25年10月29日をもって、東京証券取引の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。

⑤公正性を担保するための措置

当社は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、ベネディ・コンサルティングから、それぞれ一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が当社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

一建設は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、パートナーズ・コンサルティングから、それぞれ一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が一建設の株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

飯田産業は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、ブルータス・コンサルティングから、それぞれ一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が飯田産業の株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

東栄住宅は、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、山田FASから、それぞれ一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が東栄住宅の株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

タクトホームは、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、AGSコンサルティングから、それぞれ一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がタクトホームの株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

アイディホームは、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、東海東京証券から、それぞれ一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がアイディホームの株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。

⑥利益相反を回避するための措置

本経営統合にあたって、当社、一建設、飯田産業、東栄住宅、タクトホーム及びアイディホームは、いずれもそれぞれの会社の支配株主には該当せず、また、各社間での役職員の兼任もありません。したがって、特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

3. 本株式移転により新たに設立する会社の概要

(1)	商号	飯田グループホールディングス株式会社 (英文表示：Iida Group Holdings Co., Ltd.)		
(2)	事業内容	戸建分譲事業、マンション分譲事業、請負工事事業及びこれらに関連する事業を行う子会社及びグループ会社の経営管理並びにこれらに附帯する業務		
(3)	本店所在地	東京都西東京市北原町三丁目2番22号		
(4)	代表者及び役員の 就任予定	代表取締役会長 代表取締役副会長 代表取締役社長 取締役副会長 取締役相談役 取締役 取締役 取締役 取締役 執行役員 執行役員 執行役員 監査役 監査役 監査役(社外) 監査役(社外)	飯田 一男 森 和彦 西河 洋一 佐々野 俊彦 山本 重穂 久林 欣也 堀口 忠美 兼井 雅史 西野 弘 松林 重行 中辻 満壽雄 青柳 秀樹 佐藤 和広 石丸 郁子 宮尾 建夫 佐々木 延行 林 千春	(現 一建設代表取締役会長) (現 飯田産業代表取締役会長) (現 当社代表取締役社長) (現 東栄住宅相談役) (現 タクトホーム代表取締役社長) (現 アイディホーム代表取締役社長) (現 一建設代表取締役社長) (現 飯田産業代表取締役社長) (現 東栄住宅代表取締役社長兼社長執行役員) (現 当社常務取締役) (現 タクトホーム取締役副社長) (現 一建設常務取締役管理本部長) (現 当社専務取締役) (現 飯田産業常勤監査役) (現 当社常勤監査役) (現 株式会社キャム非常勤監査役) (現 一建設非常勤監査役)
(5)	資本金	100億円		
(6)	資本準備金	25億円		
(7)	純資産(連結)	未定		
(8)	総資産(連結)	未定		
(9)	決算期	3月31日		
(10)	上場証券取引所	東京証券取引所		
(11)	会計監査人	新日本有限責任監査法人		
(12)	株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社		

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要に加え、新政権による経済対策への期待から円安・株高が進行するなど、一部で景気回復の兆しがみられました。しかしながら、厳しい雇用情勢の影響や、海外経済の減速による景気の下振れへの懸念は依然として残っており、先行き不透明な状況が続いております。

当不動産業界におきましては、住宅購入促進策等の効果から、引き続き新設住宅着工戸数に持ち直しの動きがみられるものの、低価格物件を中心に他社との競争は依然として厳しい状況にあります。

このような情勢のなか、当社は、ひとりでも多くの人々に住宅を持ってもらいたいという信念のもと、徹底した原価管理と品質の向上に努め、良質な戸建分譲住宅及び分譲マンションを低価格で供給してまいりました。また、営業面におきましては、平成25年6月に熊谷営業所、成田営業所、札幌営業所を新設いたしました。

業績につきましては、戸建分譲事業及びマンション分譲事業において引渡数が減少したこと等により、売上高及び利益が前年同期を下回りました。なお、引渡数は戸建分譲事業が1,782棟（建売分譲1,689棟、土地売分譲93区画）、マンション分譲事業が46戸となっております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高は398億42百万円（前年同期比8.3%減）となりました。営業利益は33億90百万円（同23.0%減）、経常利益は34億61百万円（同22.7%減）、四半期純利益は21億33百万円（同24.9%減）となりました。

なお、当社の売上高は、主力事業である戸建分譲及びマンション分譲において、第4四半期会計期間に集中し、著しく増加する傾向にあります。このため、各四半期会計期間の業績に季節的変動があります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①戸建分譲事業

建売分譲におきましては、販売棟数が減少したこと等により、売上高は367億82百万円（前年同期比2.7%減）となりました。また、土地売分譲の売上高は14億72百万円（同18.0%増）、請負工事の売上高は2億39百万円（同25.0%減）となりました。結果として、戸建分譲事業全体の売上高は384億94百万円（同2.3%減）、税引前四半期純利益は33億74百万円（同12.6%減）となりました。

②マンション分譲事業

マンション分譲事業におきましては、販売戸数が減少したこと等により、売上高は13億47百万円（前年同期比66.9%減）、税引前四半期純利益は31百万円（同94.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前年度末に比べ136億85百万円減少し、207億50百万円となりました。

当第1四半期会計期間末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は182億38百万円（前年同期は営業活動の結果使用した資金は5億87百万円）となりました。これは主に、税引前四半期純利益を34億58百万円獲得したものの、たな卸資産が178億2百万円増加したこと及び法人税等の支出が26億65百万円であったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1億35百万円（前年同期は投資活動の結果得られた資金3億11百万円）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が98百万円であったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は46億88百万円（前年同期は財務活動の結果使用した資金32億39百万円）となりました。これは主に、短期借入金の純増加額が69億33百万円あったものの、配当金の支出が22億44百万円であったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

なお、会社の支配に関する基本方針は、次のとおりであります。

①会社の支配に関する基本方針

当社は、「良質な建物を、より早く、より低価格でお客様に提供する」、「時代を先取りした居住空間を作り出し、お客様に喜ばれる住宅建築を目指す」を経営方針としております。

家族が安心して暮らせるマイホームを手に入れることは、誰もが思う夢であります。今までの日本の住宅は高額でなかなか手が届かないのが現実でありました。その「夢」を一人でも多くの人々に叶えてもらうことは、当社にとっての夢でもあります。だからこそ、当社は低価格で良質な住まいの提供にこだわりをもち続けています。

また、時代とともに変化するお客様のニーズを的確に捉え、常にお客様が求めている商品を開発し続けること、売れる商品を提供し続けることが企業の繁栄、存続につながることを考えております。

この経営方針を実践することが、当社の企業価値を高め、財務の健全性をもたらす、配当等の利益還元を可能にしていまいりました。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の経営方針を十分理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。

②不適切な支配を防止するための取組み

現時点では、当社は、株式の大量取得を行う者に対して、これを防止するための具体的な取組み（買収防衛策）を定めることはいたしておりませんが、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じます。

具体的には、社外の専門家を交えて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当該買収提案（または買付行為）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期累計期間において、当社の従業員数は149名増加し、1,064名となりました。これは主に、戸建分譲事業拡大に伴う新規採用者の増加によるものであります。

なお、従業員数は就業人員数であります。

(6) 生産、受注及び販売活動の実績

当第1四半期累計期間において、戸建分譲事業の生産実績が前年同四半期と比較して著しく増加しました。

主な要因としましては、供給戸数を増加させていることにより、生産実績が475億33百万円（前年同期比23.0%増）になったことによります。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	240,000,000
計	240,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数（株） （平成25年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成25年8月13日）	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	65,687,321	65,687,321	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	65,687,321	65,687,321	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増減 額（百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成25年6月14日	△0	65,687	—	4,269	—	3,167

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,683,800	656,838	—
単元未満株式	普通株式 3,600	—	—
発行済株式総数	65,688,000	—	—
総株主の議決権	—	656,838	—

(注) 1. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式79株が含まれております。

2. 平成25年6月14日付で自己株式679株の消却を行ったことにより、当第1四半期会計期間末日現在の発行済株式総数は65,687,321株となっております。

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アーネストワン	東京都西東京市北原町三丁目2番22号	600	—	600	0.00
計	—	600	—	600	0.00

(注) 平成25年6月14日付で自己株式679株の消却を行ったことにより、当第1四半期会計期間末日現在自己株式の保有はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.1%
売上高基準	2.2%
利益基準	4.7%
利益剰余金基準	0.7%

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	34,436	20,750
販売用不動産	13,042	21,931
仕掛販売用不動産	41,137	48,036
未成工事支出金	4,231	6,244
貯蔵品	28	30
前渡金	1,102	1,770
その他	1,744	2,278
流動資産合計	95,723	101,043
固定資産		
有形固定資産	3,233	3,299
無形固定資産	84	95
投資その他の資産	※2 1,379	※2 1,397
固定資産合計	4,697	4,792
資産合計	100,421	105,835
負債の部		
流動負債		
支払手形	5,200	5,024
工事未払金	12,649	12,438
短期借入金	※1 6,131	※1 13,064
1年内返済予定の長期借入金	885	885
未払法人税等	2,705	1,335
前受金	477	708
賞与引当金	543	723
役員賞与引当金	6	16
その他	1,530	1,496
流動負債合計	30,127	35,692
固定負債		
退職給付引当金	514	529
資産除去債務	4	4
その他	30	30
固定負債合計	548	563
負債合計	30,675	36,255

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,269	4,269
資本剰余金	3,167	3,166
利益剰余金	62,309	62,143
自己株式	△0	—
株主資本合計	69,745	69,579
純資産合計	69,745	69,579
負債純資産合計	100,421	105,835

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
売上高	43,459	39,842
売上原価	35,991	33,212
売上総利益	7,468	6,630
販売費及び一般管理費	3,065	3,240
営業利益	4,402	3,390
営業外収益		
受取賃貸料	36	45
その他	63	59
営業外収益合計	100	104
営業外費用		
支払利息	20	31
その他	4	1
営業外費用合計	25	33
経常利益	4,477	3,461
特別利益		
固定資産売却益	—	1
投資有価証券清算分配益	123	—
特別利益合計	123	1
特別損失		
固定資産除却損	—	3
特別損失合計	—	3
税引前四半期純利益	4,601	3,458
法人税等	1,761	1,324
四半期純利益	2,840	2,133

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	4,601	3,458
減価償却費	24	28
引当金の増減額 (△は減少)	197	205
受取利息及び受取配当金	△13	△12
支払利息	20	31
固定資産除売却損益 (△は益)	—	2
投資有価証券清算分配損益 (△は益)	△123	—
売上債権の増減額 (△は増加)	42	100
たな卸資産の増減額 (△は増加)	29	△17,802
前渡金の増減額 (△は増加)	△154	△668
差入保証金の増減額 (△は増加)	△4	2
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△387	△348
仕入債務の増減額 (△は減少)	△86	△394
前受金の増減額 (△は減少)	117	231
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△278	△73
未払又は未収消費税等の増減額	△44	△214
その他	△49	△66
小計	3,892	△15,519
利息及び配当金の受取額	12	11
利息の支払額	△11	△64
法人税等の支払額	△4,481	△2,665
営業活動によるキャッシュ・フロー	△587	△18,238
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△20	△98
有形固定資産の売却による収入	—	1
投資有価証券の清算分配による収入	323	—
その他	7	△38
投資活動によるキャッシュ・フロー	311	△135
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,026	6,933
配当金の支払額	△2,213	△2,244
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,239	4,688
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△3,516	△13,685
現金及び現金同等物の期首残高	34,015	34,436
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 30,499	※ 20,750

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

(四半期貸借対照表関係)

※1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
当座貸越極度額	6,000百万円	6,000百万円
借入実行残高	2,317	4,192
差引額	3,683	1,808

※2 資産の金額から直接控除されている貸倒引当金の金額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
投資その他の資産	29百万円	29百万円

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

当社の売上高は、主力事業である戸建分譲及びマンション分譲において、第4四半期会計期間に集中し、著しく増加する傾向があります。このため、各四半期会計期間の業績に季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
現金及び預金勘定	30,499百万円	20,750百万円
現金及び現金同等物	30,499	20,750

(株主資本等関係)

I 前第1四半期累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月28日 取締役会	普通株式	2,299	35.00	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

II 当第1四半期累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月31日 取締役会	普通株式	2,299	35.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(金融商品関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

科目	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	34,436	34,436	—
(2) 短期借入金	6,131	6,131	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

現金及び預金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当第1四半期会計期間（平成25年6月30日）

現金及び預金及び短期借入金、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

科目	四半期貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	20,750	20,750	—
(2) 短期借入金	13,064	13,064	—

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

現金及び預金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 短期借入金

短期借入金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	戸建分譲事業	マンション分譲事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	39,385	4,074	43,459
計	39,385	4,074	43,459
セグメント利益	3,863	567	4,430

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	4,430
受取賃貸料の調整額	32
投資有価証券清算分配益の調整額	123
その他の調整額	14
四半期損益計算書の税引前四半期純利益	4,601

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	戸建分譲事業	マンション分譲事業	合計
売上高			
外部顧客への売上高	38,494	1,347	39,842
計	38,494	1,347	39,842
セグメント利益	3,374	31	3,406

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：百万円)

利益	金額
報告セグメント計	3,406
受取賃貸料の調整額	37
その他の調整額	14
四半期損益計算書の税引前四半期純利益	3,458

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	43円24銭	32円48銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,840	2,133
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,840	2,133
普通株式の期中平均株式数(千株)	65,687	65,687

- (注) 1. 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成25年5月31日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………2,299百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………35円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成25年6月28日

(注) 平成25年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月13日

株式会社アーネストワン

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 光信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向出 勇治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アーネストワンの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第33期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アーネストワンの平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。